

R1.6.7 議会運営委員会

森田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、6月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 6月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案及び議会への報告事項

ア 知事提出予定議案

森田委員長 初めに、6月定例会の日程及び運営についてである。
最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

君塚総務部長 (君塚総務部長、説明)

森田委員長 何か質問はないか。

(なし)

イ 議会への報告事項

森田委員長 次に、議会への報告事項に関して総務部長から報告がある。
まず、損害賠償の額の決定に関する専決処分について、総務部長どうぞ。

君塚総務部長 お手元の「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について（「損害賠償の額の決定」について）」をごらん願う。毎年度、損害賠償額の決定について専決処分報告をしているが、そのうち前年度1年間の交通事故の状況等を取りまとめ、毎年6月議会定例会前の議会運営委員会において報告をしている。

平成30年度と29年度を比較すると、損害賠償額の決定の合計数は、29年度の73件に対し、30年度は76件となっている。この内訳のうち、「ア 県が所有し、または管理する自動車等による事故」が交通事故に関する部分であり、30年度は49件で前年度と同数である。知事部局は7件、教育委員会も1件減っているが、警察本部において8件増となっている。さらに、県側の過失割合による内訳は、30年度49件のうち、aの県側の過失割合100%は38件を占めている。職員が緊張感を持って運転をすることで、事故を未然に防ぐことができると考えているので、職員への注意喚起を強化し、事故防止に努めているところである。

具体的には、知事部局においては、交通事故防止講習会を昨年度は県内3カ所で開催し、また昨年度から庁内放送などで注意喚起をしている。さらに、今年度から、公用車の購入や購入5年以内の車両の車検の際にコーナーセンサーを設置し、ぶつけるのを避けるようにハード面での対策も進めている。

件数がふえた警察本部においても、朝礼等で事故防止の徹底を呼びかけ、またパトカーの緊急走行時の事故があるので、交差点に進入する際にサイレン音を強調するような装備を追加するハード面での対策を進めている。

今後も機会を捉えて、職員への注意喚起を図るとともに、引き続き講習会を開催することなどにより、知事部局、教育委員会、警察本部において、安全運転に対する意識の向上を図り、交通事故防止を徹底してまいりたいと考えている。

報告は以上である。

R1.6.7 議会運営委員会

森田委員長	何か質問はないか。
坂本委員	定例会ごとに専決処分の報告はされているが、こういった形で年度ごとにまとめて報告をするのは、今回が初めてか。
君塚総務部長	交通事故の状況についての報告は、以前よりさせていただいている。
森田委員長	それでは、執行部には引き続き原因等を分析し、再発防止に努めるよう要請をしておく。 次に、高知県債権管理条例に基づく債権放棄に関する議会への報告について、総務部長どうぞ。
君塚総務部長	資料の「非強制徴収債権の放棄について（報告）」をごらん願う。 高知県債権管理条例に基づく債権放棄については、条例で放棄後に議会に報告することになっており、原則として、年度末に一括して債権放棄を行っていることから、6月定例会において報告することとしている。 お手元の資料を開会日に議場配付した上で、それぞれの常任委員会でも所管課が説明することとしている。 この中に、要配慮個人情報に該当するために、報告様式に債務者の住所・氏名を記載しない債権がある場合には、開会前の議会運営委員会においてそのことを報告している。今回、9種類の債権放棄があるが、このうち1番の心身障害者扶養共済制度掛金に係る債権、7番の高知県同和奨学資金の戻入金に係る債権、8番の高知県社会福祉奨学資金貸付金の返還に係る債権、9番の診療に係る債権、これら4種類の債権については、心身の機能の障害、社会的身分、診療等の情報に関係し、債権名称と債務者の住所・氏名をあわせて記載することにより、要配慮個人情報を記載する結果となることから、報告書の別紙には住所・氏名を記載しない取り扱いとしているので、このことを報告させていただく。 報告は以上である。
森田委員長	何か質問はないか。 (なし)
(2) 会期及び会議日程	
森田委員長	次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。 6月定例会の日程については、5月16日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり、6月14日金曜日開会、6月28日金曜日閉会ということで、会期は15日間とし、会議日程については、資料1の日程表をごらんいただきたい。 以上のとおりで、御異議ないか。 (異議なし)
森田委員長	それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

ア 質問者（会派）の発言順序

森田委員長

次に、質疑並びに一般質問についてである。
まず、質問者の発言順序についてであるが、申し合わせによると、自由民主党4名、県民の会1名、日本共産党1名、公明党1名、一燈立志の会1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、
質問第1日目 6月19日水曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党
第2日目 6月20日木曜日 公明党、一燈立志の会、自由民主党
第3日目 6月21日金曜日 自由民主党、自由民主党
の順序になると思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

森田委員長

次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

森田委員長

次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。
県民に広報するための、本会議における発言者の届け出については、申し合わせでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

森田委員長

次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。
申し合わせでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、6月18日火曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。
なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

(4) 請願書の受理期限

森田委員長

次に、請願書の受理期限についてである。
申し合わせでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているの

R1.6.7 議会運営委員会

で、6月19日水曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

森田委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。
今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、報告する。

2. 議員派遣について

(1) 南加県人会創立110周年記念高知県訪問団

森田委員長 次に、議員派遣についてである。
まず、5月16日の議運で協議した南加県人会創立110周年記念高知県訪問団についてである。南加県人会創立110周年記念高知県訪問団への派遣については、募集の結果、2名の参加希望があった。
このことについては、前回の議運で議員派遣は2名を限度としていたので、野町雅樹議員、大石宗議員の計2名を議員派遣の対象とすることにしたいので、御了承願う。

(了 承)

森田委員長 なお、議員派遣については、会議規則により議会の議決が必要であるので、正副委員長で、その案を作成し、4ページの資料4にお示ししてある。
この案により、議運の委員の連名で、開会日の本会議に提出することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。
なお、この議事手続については、開会日の知事の提案説明の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

(2) 全国都道府県議会議長会 新任議員研修会

森田委員長 次に、5ページの資料5、全国都道府県議会議長会新任議員研修会についてである。このことについて、事務局から説明をさせる。

榎谷総務課長 資料の5ページをごらん願う。
全国都道府県議会議長会から、新任議員研修会の開催について案内があった。概要としては、8月21日の午後に東京で開催され、全国の新任議員の参加を予定して

R1.6.7 議会運営委員会

いるものである。地方議会の基礎的な制度と運営、地方行財政を取り巻く諸課題など、議員の職務遂行に必要な共通知識を深めることを目的に実施されるものである。

参加対象者に該当する議員は、今回の選挙において初めて議員になられた土森議員、上治議員、山崎議員、田所議員、岡田議員の5名と、前回の統一地方選挙後に補欠選挙で初めて議員になられた金岡議員の合計6名となる。

予算については、該当する6名分の予算を措置している。なお、前回4年前については、該当議員13名全員から参加の希望があり、全員について派遣を決定している。本日のこの会議において、議員派遣の対象とするのか、派遣する人数を何人とするのかについて御決定をお願いする。なお、派遣について御決定をいただいたら、対象議員には事務局から個別に希望を確認させていただく予定である。

説明は以上である。

森田委員長 それでは、この件を派遣の対象とするかどうかについて、御協議願う。

梶原委員 ぜひ派遣対象としていただき、またしっかりと勉強されるように、対象者の数は全員としていただきたらと思う。

森田委員長 ほかにないか。

(なし)

森田委員長 それでは、この件については派遣の対象とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

ア 派遣人数

森田委員長 次に、派遣する人数についてであるが、先ほどの説明では、全議としては初めて当選された議員全員を対象としており、また前期の補欠選挙で初当選された議員も参加可能であるとのことであるので、これに該当する議員6名を限度とすることで、いかがか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

イ 派遣の申し込み・決定

森田委員長 次に、派遣者の申し込み、決定についてである。

対象議員で派遣希望者は、6月20日木曜日午後5時までに、事務局まで届け出を願う。

なお、議員派遣の議案については、閉会日の6月28日に議決を予定しているので、案については今後の議運でお示しさせていただく。

3. 会派からの申し入れ事項について

R1.6.7 議会運営委員会

森田委員長

次に、7ページの資料6、会派からの申し入れ事項についてである。
このことについては、今後の議運で協議することとしていた。
まず、申し入れ会派から提案の趣旨等について御説明願う。

坂本委員

資料6に大きく3項目あり、1番は2項目に分割されているが、それぞれ分担して説明をさせていただく。

まず、私のほうから議会基本条例に基づく具体化について、1番のイ、委員会審議の中継を行うことについてである。これまで議会改革の際に継続して議論をしてきており、前回議論した際の最終取りまとめとしては、「現時点では現行どおりとし、これからも課題を検討していく」となっている。

委員会審議の中継は、全国的にも徐々にふえてきている傾向にある。今回の県議選の前に、高知新聞社が調査した委員会の審議状況などについての記事が掲載され、県民の方も関心を持ってごらんになったようである。記事では量で比較をしていたが、県民は基本的には質も量も関心を持たれているので、ぜひ審議の中継を行うことによって県民の皆さんが関心を持ち、さらにはその中で県政課題についても関心を持っていただく。さらには、それぞれの議案がどのように提案をされているのかも含めて、執行部の提案状況などについても目の当たりにすることができるので、そういったことも含めて、委員会審議の中継は行われることが望ましいと考えているので、ぜひ御検討をいただきたいというのが1点である。

2番の費用弁償についてであるが、定額支給をやめ、実費相当分の支給とすることとしている。これについても、この間ずっと議論をしてきており、前回の最終時点では、「現時点では現行どおりとし、必要に応じて協議をする」という検討結果になっている。

資料7として事務局が調査したものがあり、距離等による完全定額制は全国で13県のみになっている。さらには実費13県、支給なし2県、交通費実費プラス定額という形で19県と完全定額制による支給そのものは、全国的にも見直しが進んでいるのではないかと考えている。そういった意味では、このままこれを放置しておく、全国でも後進県になってしまうのではないかと考えている。さらに、交通事情も高速道路が西進する中で変わってきているので、この際にきちんと見直して、定額支給ではなく実費支給にして県民の皆さんからの信頼を得る、そんな御議論をお願いしたいと思う。

私からは以上である。

米田委員

共同提案であるが、提案の説明は分担して行わせていただく。

1番のロであるが、私たちが提案をしている中身については、基本、議会基本条例に基づくものであるし、これを発展させ豊かにする内容だという思いを持っているので、提案させていただいた。議会基本条例の第5章の理念に、「会議を原則として公開するとともに、積極的な情報の公開及び提供に努めるものとする。」ということが掲げられている。改めて、全会一致で制定したこの条例を見ると、第19条、第20条、第21条、とりわけ第21条に「会議の公開に当たっては、県民が傍聴しやすい環境を整備し、会議の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。」とうたわれている。そういう点では今回の新たな提案、親子ブースを設置することは、それにそのまま該当するし、事務局が提出した資料を見てみると、傍聴関係では親子傍聴席の設置や託児サービスを実施しているところもある。改革の先頭に立ってきた高知県議会が、総合的なそういう対応をぜひ検討してはどうかという思いでの提

R1.6.7 議会運営委員会

案である。

もう一つの提案の中身は、県議会議員選挙を終えて、引き続き投票率が低下している。今回、県では46%、高知市では39%、南国市では38%ということで、どんどん県民参加が低下してきているという思いが強まっている。そういう点では、議会活動の県民の参加を保障して推進することにもなるし、とりわけ子育て世代、若い世代へのこういう改革をすれば、強力なメッセージになっていくのではないかとの思いを込めて提案をしている。

3つ目の、子育て世代の議員活動を保障するため、制度の検討を始めることである。これは、行政の変化も大きくあって、国会で超党派で、政治分野における男女共同参画推進法という法律が制定されて、地方選挙、国政選挙を含めて、候補者ができるだけ男女均等という同数を目指して制度の目標を持つように努力義務が課せられた。国と自治体もそういう啓発や環境整備を行うことをこの法律で、全会一致で議員提案で提出し、成立している。この流れに合致する方向での県議会の改革ということで確信を持っている。そして、男女均等、同数を実現するために、とりわけ子育て世代の人々の希望や困難を解決するためにも、そういう層の参加というのは非常に重要になってきていると思う。当事者の参加は不可欠という意味からも、ぜひ子育て世代の議員活動を保障するための制度の検討を始めていただきたいと思う。

議会事務局も少し紹介されているが、マスコミでも、県議会も議会の欠席理由に出産ということが述べられているので、改善をされたと思う。しかし、地方議会では、育児とか介護とかいう点でも数十議会しかできていないし、授乳スペースも30くらいの議会しかつられていない。子育て世代の方々が、議会へ進出、参加するという点では、まだまだ障害がたくさんあるので、先進県の高知県が頑張っているのを切りかえていけたらという検討をぜひお願いしたいということで、申し入れをさせていただいた。

よろしく願います。

森田委員長

御説明ありがとうございます。

資料8ページの資料7も皆さん見られたと思うが、それも含めて、これらの申し入れのあった項目については、今後順次通常の議運で検討していきたいと思うが、いかがか。

坂本委員

大体のめど、通常の議運といっても、例えば付託案件を協議するだけの議運もあるし、議会開催中の議運では時間があまりとれないということもあると思うが、通常の議運でというのは、どのようにイメージすればよいか。

森田委員長

今回は、本会議終了後、別に時間をとってはどうかと考えているが。

(吉岡議事課長、挙手)

森田委員長

吉岡議事課長、どうぞ。

吉岡議事課長

事務局としては、本日のような招集告示日の議運及び閉会日の議運で、本会議終了後というイメージをしている。

R1.6.7 議会運営委員会

- 坂本委員 　　それでいうと、きょうまず申し入れの説明と今後のことについて話があったわけだが、この次に議論するというと、この6月定例会の閉会后にということ。それで整理がつかなくて継続で検討するということになれば、次の議会の開会前の招集告示の際まで置かれることになるのか。
- 森田委員長 　　その時点で、次回開催を決めたらどうか、議論の盛り上がり次第で。
では、今後の通常の議運で検討していくということにしたいが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 森田委員長 　　それでは、さよう決する。
各会派においては、これらの検討項目について先ほどお示しした資料7を会派に持ち帰った上で、御検討いただくようお願いする。また、検討項目についての次回の協議は、閉会日の本会議終了後にお集まりいただきたいと思うが、いかがか。
- (異議なし)
- 森田委員長 　　それでは、さよう決する。
では、次回の協議に向けて、事務局に必要な資料を作成させることとする。

4. その他

(1) 高校生フォトコンテストについて

- 森田委員長 　　次に、その他についてである。
まず、9ページの資料8、高校生フォトコンテストについてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。
- 吉岡議事課長 　　それでは、9ページの資料8をごらん願う。
高校生フォトコンテストの本年度の実施方法の概要である。新任の委員もいるので、変更のない点も含めて御説明する。
このコンテストは、目的に書いてあるように選挙権の年齢が18歳に引き下げられたことなどから、県内の高校生等にフォトコンテストのテーマを通じて高知の良さを再発見してもらうとともに、議会や政治への関心を深めてもらうことを目的として平成28年度より実施しており、本年度で4回目となる。対象は、県内の高校生や特別支援学校高等部、高等専門学校の1年生から3年生までである。
テーマについては、県の行っている「自然・体験型観光キャンペーン」に合わせ、「高知の魅力」または「高知の自然」とし、募集期限は高等学校総合文化祭の時期に合わせるため、今までよりは後にずらし、12月1日としている。なお、このことについては、前期の議会運営委員会で御承いただいている。
応募方法や周知方法、賞及び副賞は記載のとおりで、これまでと変更ない。
審査方法について、若干変更したいと考えている。応募のあった作品について、従前どおり、まず高知県写真家協会の岩崎会長に1次審査として20作品に絞っていただく。次に2次審査であるが、昨年度までは2次審査として1次審査を通過した20作品について、議長、副議長及び議会運営委員会の委員に投票いただき、入賞作品を決定していた。しかしこれでは、議会として実施しているにもかかわらず、議員によっては全くかわりがなく終わってしまうこととなる。せっかくのコンテス

R1.6.7 議会運営委員会

トであるので、全ての議員にかかわっていただくため、投票については全議員に投票いただくこととしたいと考えている。

具体的には、12月定例会の開会日に全ての議員に1人5票の投票用紙をお配りし、1階のロビーに掲示する1次審査通過の20作品をごらんいただき、気に入った作品に投票をいただく。投票期間は、全ての常任委員会で案件の審査が終了した日までとし、翌日以降に議長のもとで開票し、これまで同様、得票の多かった作品から議長賞、副議長賞、佳作を決定する。なお、投票については議会中の大変お忙しい中であるので、議員個々の自主的な投票としていただき、投票期限が来れば、そこで投票終了とさせていただきたいと思う。

表彰式や入賞作品の利用については、これまで同様入賞者と協議の上、正副議長より直接賞状等を授与し、作品については議会だより等で使用させていただき、こととさせていただく。

こういった形で進めさせていただいて構わないか、御決定いただければと思う。

森田委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

森田委員長

それでは、事務局説明のとおりで、御了承願う。

(了承)

(2)その他

森田委員長

ほかに、その他で何かないか。

(榎谷総務課長、挙手)

森田委員長

榎谷総務課長、どうぞ。

榎谷総務課長

緊急地震速報対応訓練の実施について、お知らせする。

後日、各会派には改めてお知らせの文書をお回しするが、6月18日、質問第1日の前日であるが、本庁舎を初め、議会棟などで全国瞬時警報システム、Jアラートによる緊急地震速報の受信を想定した訓練が実施される。15分前に訓練実施の放送があった後、午前10時に緊急地震速報の放送後、地震の効果音が100秒間流れ、来庁者及び職員が身を守る行動の訓練を実施する。

議員の皆様は、当日登庁されている場合は訓練への御理解と、お構いない範囲での訓練への御参加をお願いする。

森田委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の6月21日金曜日午前9時から開催することとする。協議事項は、議案の付託等である。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。